



山形県公報

平成19年10月2日(火)
第1880号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則.....(工コ農業推進課)...1305

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...1307  
生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...同  
都市計画の変更の案の縦覧.....(都市計画課)...同  
環境影響評価準備書の縦覧.....(同)...1308  
県道の供用の開始.....(村山総合支庁西村山建設総務課)...同

### 公 告

一般競争入札の公告.....(公安委員会)...1309

### 正 誤

## 規 則

山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月2日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第99号

山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

山形県肥料取締法施行細則(昭和25年11月県規則第126号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第16条第1項」を「第16条第1項及び第2項」に、「及び法第30条第9項」を「並びに法第30条第7項」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第8条を削る。

第9条の見出し中「販売数量」を「輸入数量」に改め、同条中「輸入業者、生産業者又は販売業者は輸入し、生産し」を「生産業者又は輸入業者は、生産し、輸入し」に改め、同条第1号中「及び普通肥料の生産に使用した原料」を削り、「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同条第2号中「又は販売業者」を削り、「輸入し、又は販売した」を「輸入した」に、「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改め、同条を第8条とする。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

別記様式第4号及び別記様式第5号を次のように改める。

様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

印

肥 料 生 産 高 等 報 告 書

下記のとおり山形県肥料取締法施行細則第8条第1号の規定により、報告します。

記

| 肥 料 の 類 | 生 産 量<br>トン | 販 売 数 量 内 訳 |           |           |
|---------|-------------|-------------|-----------|-----------|
|         |             | 県 内         |           | 県 外<br>トン |
|         |             | 業 者<br>トン   | 農 家<br>トン |           |
|         |             |             |           |           |
|         |             |             |           |           |
|         |             |             |           |           |
| 計       |             |             |           |           |

様式第5号

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

印

肥 料 輸 入 高 等 報 告 書

下記のとおり山形県肥料取締法施行細則第8条第2号の規定により、報告します。

記

| 肥 料 の 類 | 肥料の名称 | 輸 入 数 量<br>トン | 荷 姿 | 販 売 数 量 内 訳 |           |           | 輸 出 国 名 又 は<br>仕 入 先 名 | 陸 揚 場 所 | 陸 揚<br>年 月 日 |
|---------|-------|---------------|-----|-------------|-----------|-----------|------------------------|---------|--------------|
|         |       |               |     | 県 内         |           | 県 外<br>トン |                        |         |              |
|         |       |               |     | 業 者<br>トン   | 農 家<br>トン |           |                        |         |              |
|         |       |               |     |             |           |           |                        |         |              |
|         |       |               |     |             |           |           |                        |         |              |
|         |       |               |     |             |           |           |                        |         |              |
| 計       |       |               |     |             |           |           |                        |         |              |

別記様式第6号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第897号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年10月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称     | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-----------------------|---------------------|------------|
| 調剤薬局ツルハドラッグ 米沢相生町店    | 米沢市相生町7番52号         | 平成19. 9. 1 |
| い ち ご 薬 局             | 天童市南町三丁目14番26号      | 同 9. 3     |
| 整 形 外 科 増 子           | 同 14番27号            | 同          |
| コ ス モ 調 剤 薬 局 金 池 南 店 | 米沢市金池二丁目6番32号       | 同 9. 4     |

### 山形県告示第898号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年10月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 | 施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類 | 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|--------------------------|---------------------|------------|
| 戸沢村地域包括支援センター     | 介 護 予 防 支 援              | 最上郡戸沢村大字古口270番地     | 平成19. 8. 1 |
| 中央介護推進事業所         | 訪 問 介 護                  | 長井市栄町3番10号          | 同 8.28     |

### 山形県告示第899号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月2日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 酒田都市計画道路
- (2) 名 称 1・3・2号酒田遊佐線

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 酒田市藤塚字南割、字ふけ田、字北割、穂積字沼田、字堂の前、字砂埋、字古分、字上市神村際、字上市神、字古川、宮海字日向古川、穂積字尻地、飽海郡遊佐町藤崎字茂り松、字漆原畑、字日向台、字茂森、字千代の藤、比子字服部興野、字下モ山、菅里字十里塚、藤崎字簀垣下、字下モ山、菅里字菅野南山、宮田字西家妻、字丸子、北目字丸子、字下中瀬、字割目、字野瀬、字田屋敷、字野田 地内
- (2) 削除する部分 な し

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成19年10月3日から同年11月2日まで

(2) 場 所 土木部都市計画課、庄内総合支庁建設部道路計画課、酒田市役所、遊佐町役場

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、平成19年11月16日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第900号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定により、次の都市計画対象事業について環境影響評価準備書を作成したので、縦覧に供する。

なお、この環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、都市計画決定権者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

平成19年10月2日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名 称 酒田都市計画道路1・3・2号酒田遊佐線

(2) 種 類 一般国道の改築

(3) 規 模 4車線、延長約11.9キロメートル

## 2 都市計画決定権者の名称

山形県

## 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

酒田市及び飽海郡遊佐町の区域

## 4 関係地域の範囲

酒田市及び飽海郡遊佐町の区域

## 5 環境影響評価準備書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場 所 土木部都市計画課、庄内総合支庁建設部道路計画課、酒田市役所及び遊佐町役場

(2) 期 間 平成19年10月3日から同年11月2日まで

(3) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

## 6 その他

この環境影響評価準備書についての意見書の提出は、次に掲げる事項を記載した書面を、平成19年11月16日までに、5の(1)の場所に提出することにより行うこと。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称

(3) 意見及びその理由

## 山形県告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成19年10月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成19年10月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 大江西川線

2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字柳川字向29番から

同 字七夕畑23番1まで

3 供用開始の期日 平成19年10月2日

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年10月2日

山形県米沢警察署長 齊 藤 智 明

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 米沢市城北二丁目3番19号 米沢警察署 会議室
- (2) 日 時 平成19年10月26日(金) 午後1時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油42,000リットル
- (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205重油に規定するもののうち1種2号に限る。
- (3) 契約期間及び納入方法 平成19年11月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 米沢市城北二丁目3番19号 米沢警察署
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
米沢市城北二丁目3番19号 米沢警察署会計課 電話番号0238(26)0110
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県米沢警察署会計課で交付する。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を平成19年10月11日（木）午前11時までに山形県米沢警察署会計課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約の解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤                                                      | 正                        |
|------------|------------|------|-------|--------------------------------------------------------|--------------------------|
| 平成19. 9. 4 | 第1872号     | 1193 | 21    | 天童寒河江線                                                 | 天童大江線                    |
| 同 9.14     | 第1875号     | 1212 | 下から11 | 第17条第1項中「2回」を<br>「1回」に改める。<br>第19条第1項第2号を次の<br>ように改める。 | 第19条第1項第2号を次の<br>ように改める。 |
| 同 9.21     | 第1877号     | 1253 | 下から2  | 山形市江俣五丁目9番6から                                          | 山形市江俣五丁目2番6から            |
| 同          | 同          | 同    | 下から1  | 同 9番5まで                                                | 同 2番5まで                  |
| 同          | 同          | 1254 | 1     | 平成19年9月20日                                             | 平成19年9月21日               |